

テクニカルデータシート

シーカコントロール 775 AER

AE 剤 (I 種)

概要

シーカコントロール 775 AER [SikaControl-775 AER] は、JIS A 6204「コンクリート用化学混和剤」に適合する AE 剤 (I 種) で、コンクリート中に微細で安定した良質な空気泡を連行することができます。特に、空気量の低下が大きいスラグや碎石、砕砂などを用いる場合の空気連行性に優れています。

また、シーカコントロール 775 AER を用いると、単位水量が低減でき、ワーカビリティの改善や耐久性の向上など、良好な品質のコンクリートを造ることができます。

特長

1. 微細で良質な空気泡を連行します。
2. 単位水量を低減します。
3. ワーカビリティが改善できます。
4. ブリーディングやコンクリートの沈下を減少させます。
5. 凍結融解の繰り返し作用に対する抵抗性を向上させます。
6. コンクリートの凝結特性は、プレーンコンクリートと同程度です。
7. 低品質骨材を用いたコンクリートに、優れた空気連行性を示します。

主成分および物性

主 成 分	外 観	密 度 (g/cm^3 , 20°C)	全アルカリ量* (%)	塩化物イオン量* (%)
高アルキルカルボン酸系陰イオン界面活性剤	茶褐色液体	1.00 ~ 1.04	1.7	0.00

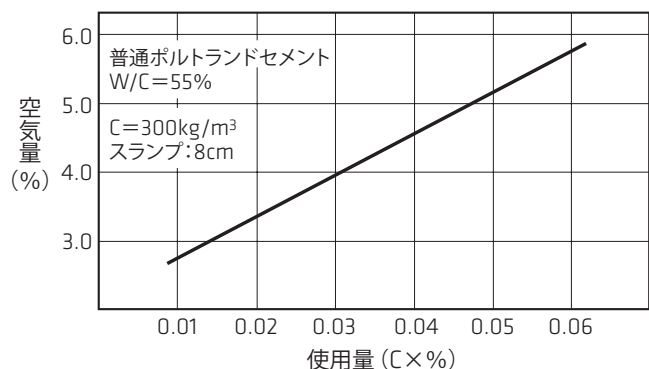
*全アルカリ量、塩化物イオン量は分析値例です。

用途

レディーミクストコンクリート、寒中コンクリート等の一般土木・建築用コンクリートをはじめ、コンクリート製品まで幅広くご使用頂けます。

使用量と空気連行性

シーカコントロール 775 AER の使用量と空気連行性の関係 (例) を、図に示します。



性能

シーカコントロール 775 AER のJIS A 6204による性能評価例

試験項目		AE剤 規定値	試験値	評価
減水率 (%)		6以上	7	適合
凝結時間の差 (分)	始発	-60~+60	0	適合
	終結	-60~+60	0	適合
圧縮強度比 (%)	材齢 7日	95以上	102	適合
	材齢28日	90以上	99	適合
長さ変化比 (%)		120以下	100	適合
凍結融解に対する抵抗性 (相対動弾性係数、%)		60以上	99	適合

使用材料

セメント：普通ポルトランドセメント3種混合
細骨材：大井川水系陸砂（密度2.63g/cm³、FM2.73）
粗骨材：青梅産碎石（密度2.64g/cm³、MS20mm）
混和剤：シーカコントロール 775 AER

使用及び取り扱い上の注意

1. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
2. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ多量の水を飲ませた後、専門医の診察を受けてください。
3. 皮膚に付着した場合は、速やかに水と石鹸で洗い流し、必要に応じて専門医の診察を受けてください。
4. 本製品はアルカリ性ですので接触すると、皮膚、目、呼吸器等を刺激したり、粘膜に炎症を起こすことがあります。
5. 眼に入った場合は、速やかに清浄な水で十分洗眼した後、専門医の診察を受けてください。
6. 本製品は他の混和剤や雨水・異物等の混入がないように、また凍結しないように保管してください。（凍結温度：-1℃）
7. 凍結した場合は、温めながら静かに攪拌し、融解させてからご使用ください。
8. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート（SDS）をお読みください。

荷姿

原液：17ℓ缶

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・バールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。